

【ご提供いただきたい事業者健診結果の項目】

1. 基本項目

- 保険者番号 ■ 加入している健康保険の記号・番号
- 氏名(カナ) ■ 住所 ■ 生年月日 ■ 性別
- 健診機関名(コード番号) ■ 健診受診年月日

2. 健診項目

- 身長、体重、BMI、腹囲 ■ 血圧
- 空腹時中性脂肪^(注1)、HDLコレステロール、LDLコレステロール^(注2)、
空腹時血糖又はHbA1c(NGSP値)^(注3)、
肝機能(AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP))
- 尿検査(尿糖、尿たんぱく)

(注1)脂質検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時中性脂肪が測定できない場合は、随時中性脂肪でも可

(注2)空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合、LDLコレステロールの代わりに non-HDLコレステロールでも可

(注3)やむを得ず空腹時血糖以外においてHbA1c(NGSP値)を測定しない場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き随時血糖でも可

3. 問診項目

- 服薬歴 ■ 喫煙歴 ■ 既往歴及び自覚症状・他覚症状の有無

4. その他

- メタボリックシンドローム判定 ■ 医師の診断(判定) ■ 健診を実施した医師名

【参考】

【高齢者の医療の確保に関する法律 第27条】(抜粋)

3. 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供しよう求めることができる。
4. 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

【健康保険法 第150条】(抜粋)

2. 保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供しよう求めることができる。
3. 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

【個人情報の保護に関する法律 第27条】(抜粋)

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
一 法令に基づく場合